

「公共工事の品質確保に関する法律」を踏まえた 北陸地方整備局の工事の入札・契約について

令和3年4月

※今年度の変更点については、赤文字で記載しています。

発注金額別の入札契約方式(イメージ)

【工事】

発注金額	入札方式	総合評価落札方式 (実施イメージ)		施工体制 確認型
6.9億円	一般競争入札 (政府調達協定対象)	技術提案評価型	施工能力評価型	予定価格が 1千万円超過 (H19.4～)
3億円	【本官】 一般競争入札			
	【分任官】 一般競争入札			

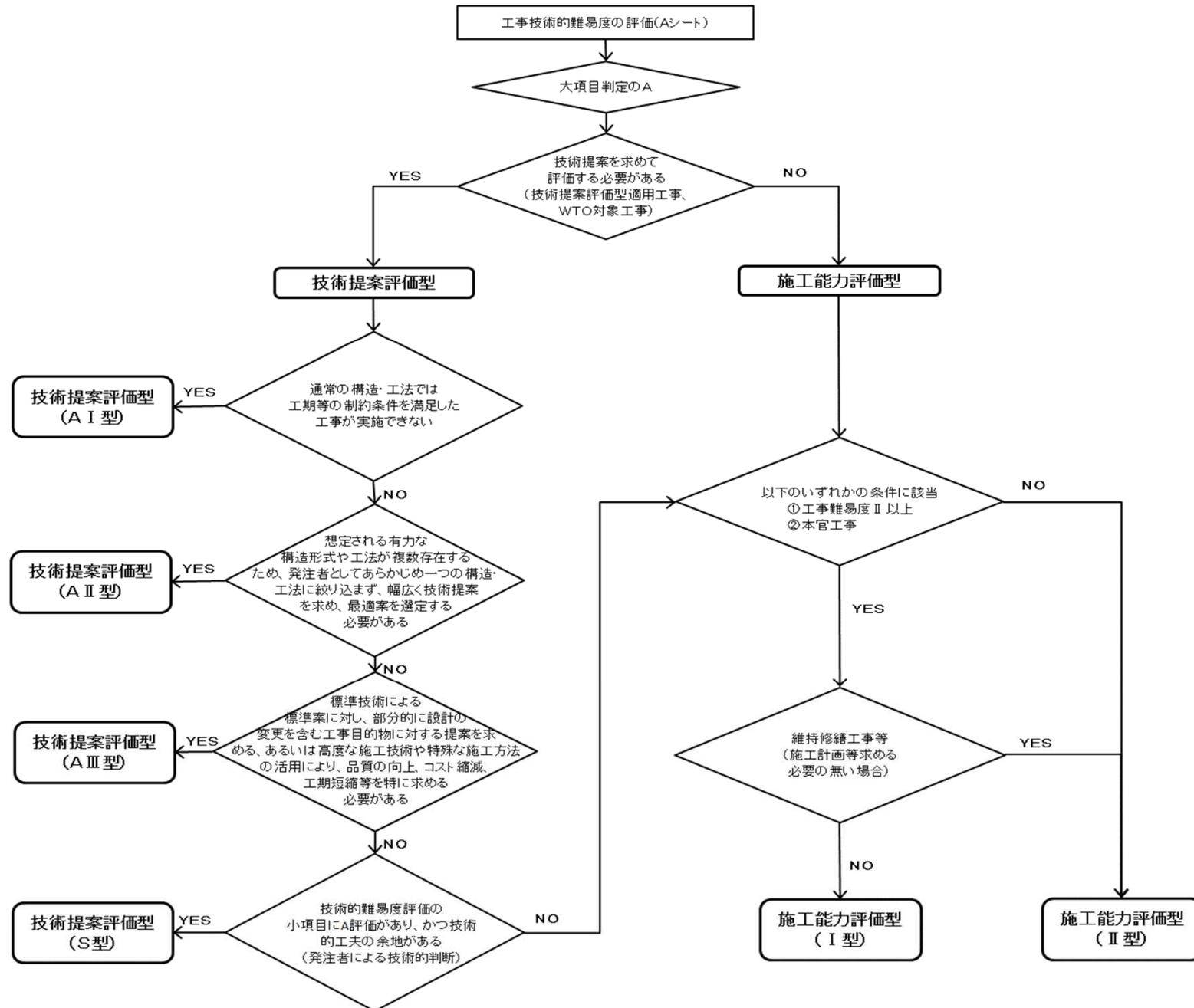
※原則、全ての工事を対象に一般競争を適用。
 災害復旧工事等で、緊急に発注しなければならない場合は除く。
 R2.4からWTO対象金額が6.8億円以上→6.9億円以上に変更

総合評価落札方式(二極化)

	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容		施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	実績で評価	優・良・可・不可の4段階で評価(点数化)	点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型
	← 施工能力を評価する →		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →			

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

総合評価タイプ選定フロー



総合評価タイプ選定表 工事技術的難易度対応表

総合評価方式のタイプ選定表

工事難易度タイプ	判定	A区分有無	総合評価タイプ	備考
I	易	—	施工能力評価型II型	本官はI型
II	易	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	無し	施工能力評価型I型	大項目のB評価4個未満
	やや難	無し	施工能力評価型I型	大項目のB評価4個以上
III	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	易	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	無し	施工能力評価型I型	
	難	有り	技術提案評価型S型	工事特性に応じて選定
IV	易	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型S型	工事特性に応じて選定
V	やや難	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型S型	工事特性に応じて選定
VI	難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型S型	工事特性に応じて選定

区分	大項目6区分	小項目(土木)	評価基準
工事技術的難易度評価	①構造物条件	3項目	
	②技術特性	2項目	●大項目A:対象大項目に対応する各小項目にA判定が1つ以上ある場合
	③自然条件	5項目	●大項目B:対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
	④社会条件	7項目	●大項目C:対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。
	⑤マシナリ特性	7項目	
	⑥特別考慮要因	1項目	

「難、やや難、易」の判定	大項目評価
難	・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してよい。
やや難	・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下ある。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

総合評価方式と工事区分別・工事技術的難易度対応表

事業区分	工事区分(構造物分類・構造型式・工法分類)	I	II	III	IV	V	VI
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場	II型	I型 S型	S型 ※			
			易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)		I型	I型 S型	S型 ※		
			易	やや難	難		
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
		II型	I型 S型	S型 ※			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
3. 砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
		II型	I型 S型	S型 ※			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
4. ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル	II型	I型 S型	S型 ※			
			易	やや難	難		
	堤体工			易	やや難	難	
5. 道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シフト、維持管理	易	やや難	難			
		II型	I型 S型	S型 ※			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
			I型	I型 S型	S型 ※		
トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難		
			I型	I型 S型	S型 ※		
トンネル(沈理工法)			易	やや難	難		
			I型	I型 S型	S型 ※		
6. 公園		易	やや難	難			
		II型	I型 S型	S型 ※			

(凡例) II型:施工能力評価型II型、I型:施工能力評価型I型、S型:技術提案評価型S型、※:工事特性に応じて技術提案評価型AIII・AII・AIから選定

(注記) 上記選定表のII型については、本官契約にかかるとする工事案件はI型として取り扱うものとする。

総合評価落札方式のタイプ別評価項目、配点及び加算点

令和3年度 北陸地方整備局 総合評価落札方式 配点(項目)基準 (案)

低い ← 工事技術の難易度 → 高い

評価項目	施工能力評価型				技術提案評価型			
	II型		I型		(WTO対象外) S型	(WTO) S型 <段階選抜>	A型	
	一般土木工事等 (舗装工事以外)	舗装工事	一般土木工事等 (舗装工事以外)	舗装工事				
企業の 施工能力等	計	20	20	20	20	15	15	別途「国土交通省 直轄工事における 総合評価落札方式 の運用ガイドライ ン」による
	同種工事の施工実績	4	4 (5)	3	4 (5)	3	8	
	工事成績	5	5	3	5	5	6	
	WLB等認定						1	
	成績優秀企業・ICT認定企業	1	1	1	1	1		
	優良工事表彰・災害対策関係功労者表彰・新技術活用表彰	2	2	2	2	2		
	安全管理優良受注者表彰	1	1	1	1	1		
	ICT技術の活用 (注3)	2						
	新技術に対する取り組み (注4)	1	1	1	1			
	優良下請け表彰企業活用			1		1		
	登録基幹技能者配置			1		1		
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置) (注5)			1		1		
	地域精進度	1	1 (-)	1	1 (-)			
	地域貢献度(A) ※地域内 災害対応功労者感謝状も対象	3	3	3	3			
地域貢献度(B) ※地域外 災害対応功労者感謝状も対象								
配置予定 技術者の 施工能力等	計	20	20	20	20	15	15	
	同種工事の施工経験	5	3	5	3	4	6	
	同種工事の施工経験の立場	2	2	2	2	2	3	
	同種工事の施工経験の地域精進度	1	1	1	1			
	舗装施工管理技術者資格の有無		2		2			
	工事成績	8	8	8	8	6	6	
	優良工事技術者表彰等	3	3	3	3	3		
	継続教育の取組状況(技術研鑽度評価含む)	1	1	1	1			
施工計画 又は 技術提案	計	0	0	10	10	30	60	
	施工計画テーマ・技術提案課題			10	10	30	60	
計	40	40	50	50	60	段階選抜: 30 総合評価: 60		

(注1) ・評価項目で該当が無い場合は、削除する。なお、その場合は、合計点が下がる。

(注2) ・特定専門工事審査型は別途配点とする。

(注3) ・ICT技術の活用は、ICT技術活用対象工事・施工プロセス全部で活用する場合のみ2点とする。

(注4) ・評価対象の新技術は、入札説明書に示すテーマに対してのNETIS登録技術とする。

(注5) ・一般土木工事の場合、地元企業活用は3億円以上、若手・女性技術者配置は6千万円以上2億円未満が対象となる。

(注6) ・舗装工事(Aランク)の場合、企業の施工能力等の「地域精進度」は、評価対象外とし、同種工事の施工実績は()書きの配点とする。

※企業の施工能力等の評価項目は、工事によって、取り組み項目が異なるため、工事毎の入札説明書等を確認すること。

評価項目(評価基準と加算点)1/9

評価の視点	評価項目	評価基準	加算点(点)				
			施工能力評価型		技術提案評価型		
	II型		I型	S型	S型(WTO) <段階 選抜>	A型	
(1)企業の施工能力							
①同種工事の施工実績							
	過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工実績	より同種性が高い施工実績(S)	4	3	8		
		同種性が認められる施工実績(A)	2		4		
		同種性が認められる施工実績(B)	0		0		
②工事成績							
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における過去4カ年度の工事種別と同じ工事の工事成績評定点の平均点。(小数第1位四捨五入)JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。 ※競争参加資格が「一般土木C・Dランクのみ」の場合 北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における過去4カ年度の一般土木工事の工事成績評定点の平均点(小数第1位四捨五入)、又は過去2カ年度の維持修繕工事の工事成績評定点の平均点(小数第1位四捨五入)のうち、いずれか高い方。JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。	78点以上	5	3	5		
		76点以上78点未満	4	2	4		
		74点以上76点未満	3		3		
		72点以上74点未満	2	1	2		
		70点以上72点未満	1		1		
		65点以上70点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0				
		65点未満	-5				
	上記、同種工事の施工実績とした工事のうち、国土交通省(港湾空港関係事務に関するものを除く)所掌の工事(旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む)又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。	78点以上				6	
		74点以上78点未満				3	
		74点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし				0	
③WLB等認定							
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定	認定を受けている				1	

注)

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)2/9

評価の 視点	評価項目 評価内容	評価基準	加算点(点)				
			施工能力評価型		技術提案評価型		
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型
④成績優秀企業							
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における過去2カ年度(認定年度)の工事成績優秀企業、又は北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における過去2カ年度(認定年度)のICT活用工事成績優秀企業の認定を受けている場合、評価する。(なお、いずれも認定を受けている場合は、重複した評価は行わない)。JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。ただし、認定を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	認定あり		1			
⑤優良工事表彰、災害対策関係功労者表彰、新技術活用表彰							
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における過去2カ年度(表彰年度)の優良工事表彰の有無、又は過去2カ年度(表彰年度)の北陸地方整備局長からの災害対策関係功労者表彰の有無、又は新技術活用表彰の有無 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。JVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。ただし、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	優良工事表彰の局長表彰有り 又は 災害対策関係功労者表彰有り 又は 新技術活用表彰有り		2			注)
		優良工事表彰の事務長表彰有り		1			
			※重複して表彰を受賞した場合であっても、最大2点の加点とし、優良工事表彰の事務所長表彰のみの場合は、1点のみの加点とする。				
⑥安全管理優良受注者表彰							
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における過去2カ年度(表彰年度)の表彰の有無 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。JVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。ただし、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	表彰有り		1			

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)3/9

評価の視点	評価項目	評価基準	加算点(点)						
			施工能力評価型		技術提案評価型				
	II型		I型	S型	S型(WTO) <段階 選抜>	A型			
	⑦ICT施工技術の活用								
	当該工事におけるICT施工技術の活用の有無。 ※ICT施工技術の活用は、ICT施工技術活用対象工事において、施工プロセスの全部で活用する場合が2点とする。	施工プロセス全部でICT施工技術を活用する場合 ①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工 ④3次元出来形管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品	2						
	⑧新技術に対する取り組み(当該工事への新技術等の適用)								
	当該工事全体におけるNETIS登録技術等の使用の有無。なお、設計図書で工法が指定されている部分、新技術の採用を条件明示している工種については、提案の対象外とする。また、見積もり参考資料に記載されている新技術についても、提案の対象外とする。	NETIS登録「-V」及び「-A」技術で活用による効果が見込まれる。	1						
		当該施工県認定技術を活用し、効果が見込まれる。(NETIS登録技術は評価しない)	1						
		当該工事に合致していない	0						
		複数の提案の場合は評価の高い点を加算する。							
	⑨優良工事における下請け表彰企業活用								
	北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することは除く)が過去2ヵ年度に下請負者表彰した企業を下請負予定者(ただし、下請負金額500万円以上の契約)とすることを評価する。 ただし、表彰を受けた翌日から申請者の提出期限までに、当該下請負業者が文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加算しない。 ※当該下請負予定者が当該工事の競争に参加(競争参加確認申請書を提出)した事実が確認された場合は、本項目に基づく加点評価の対象としないものとする。	下請負予定者が表彰有り		1					

注)

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)4/9

評価の 視点	評価項目		加算点(点)				
	評価内容	評価基準	施工能力評価型		技術提案評価型		
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型
	⑩登録基幹技能者配置						
	登録基幹技能者の配置を評価する。	配置有り		1			
	⑪(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)						
	<p>【地元企業活用】(※一般土木Bランク工事に適用可能) ○○県内に本店を置く建設業の許可を有する企業(地元企業)の1次下請け総額の1次下請け合計金額に対する比率 地元企業活用率(%)=「地元1次下請け合計金額」/「1次下請け合計金額」</p>	地元企業活用率90%以上		1			注)
	<p>【若手・女性技術者配置】 担当技術者への若手・女性技術者の配置(男性の場合は30才以下とする)を評価する。 ※資格・経験は不問とするが、当初契約工期の1/2以上、本工事に従事するものとする。</p>	配置有り		1			

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)5/9

評価の視点	評価項目	評価基準	加算点(点)						
			施工能力評価型		技術提案評価型				
	II型		I型	S型	S型(WTO) <段階 選抜>	A型			
	⑫地域精通度(地理的条件)								
	管内(地域内)における本店所在の有無		1						
	⑬地域貢献度(災害時等における活動実績)								
	地域貢献度【A】 〇〇地域における、過去2カ年度の災害時等における緊急復旧工事の実績、除雪作業の活動実績、又は災害対策用機械等の運営管理等の活動実績、災害時等における緊急対応を明記した協定、契約の直接締結の有無。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が実績又は協定、契約の直接締結を有していれば評価する。 JVで実績又は協定、契約の直接締結を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。	国土交通省所掌の災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	3						注)
		国(国土交通省以外)、県、市町村及び高速道路(株)所掌の災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	2						
		国、県、市町村及び高速道路(株)所掌の災害時等の現場作業を伴う緊急調査業務の活動実績有り	2						
		北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等の現場作業を伴う災害対策用機械又は電気通信機器の運営管理、資機材運搬の活動実績有り	2						
		国土交通省と協定、契約の直接締結有り	1						
		その他	0						
	地域貢献度【B】 〇〇地域外における過去2カ年度の災害時等における緊急復旧工事の実績、除雪作業の活動実績、災害対策用機械等の運営管理等の活動実績。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が実績を有していれば評価する。 JVで実績を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。	北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	1						
		北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等の現場作業を伴う災害対策用機械又は電気通信機器の運営管理、資機材運搬の活動実績有り	1						
		複数の活動実績があっても、【A】【B】それぞれにおいて1つのみ最も配点の高い点を加算することとし、【A】【B】の合計最大3点の加点とする。							

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)6/9

評価の 視点	評価項目		加算点(点)				
	評価内容	評価基準	施工能力評価型		技術提案評価型		
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型
	(2) 配置予定技術者の施工能力 (ただし、専任指導者を配置する場合には専任指導者の能力で評価する。※試行工事のみ) (複数の候補技術者の実績が提出された場合は能力評価の最低の者を評価する。)						
	⑭ 同種工事の施工経験(地理的条件含む)と立場						
	過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工経験 ※施工経験については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も含むものとする。	より同種性が高い施工実績(S)	5	4	2点×3件 =6	注)	
		同種性が認められる施工実績(A)	3	2	1点×3件 =3		
		同種性が認められる施工実績(B)	0	0	0点×3件 =0		
	上記、施工経験の工事における立場	主任(監理)技術者又は現場代理人	2		1点×3件 =3		
		担当技術者	0		0点×3件 =0		
	※施工経験とした工事の工期内に複数の役職に従事している場合は、評価の低い方で評価する。また、技術者の従事すべき期間の途中から従事する場合及び途中から離任する場合は評価しない。						
	上記、施工経験の工事における地域精通度	上記、施工経験の工事が〇〇内の場合	1				

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)7/9

評価の視点	評価項目	評価基準	加算点(点)							
			施工能力評価型		技術提案評価型					
			II型	I型	S型	S型(WTO) <段階 選抜>	A型			
	⑮工事成績									
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における6カ年度の〇〇工事の工事成績評定点 なお、評価の対象とする工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」(以下:CORINSという。)に従事技術者として登録された工事のうち、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間(30日)と後片付け期間(20日)及び工事の全部中止等で技術者の配置が不要となった期間を除いた期間」以上となる工事を対象とする。(JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。)	80点以上 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 74点以上76点未満 72点以上74点未満 70点以上72点未満 70点未満又は北陸地方整備局の成績なし	8 7 6 5 4 3 2 1 0		6 5 4					
	同種工事の施工経験と立場とした工事のうち、国土交通省(港湾空港関係事務に関するものを除く)所掌の工事(旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む)又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。 なお、評価の対象とする工事は、財団法人日本建設総合センターの「工事实績情報システム」に従事技術者として登録された工事のうち、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間(30日)と後片付け期間(20日)及び工事の全部中止等で技術者の配置が不要となった期間を除いた期間」以上となる工事を対象とする。 (A型の企業の成績は2カ年度、技術者の成績は4カ年度の平均成績)	78点以上 74点以上78点未満 74点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし ※申請された工事の工事成績により評価する。ただし、申請した工事がCORINS登録の従事期間と不一致の場合は、その工事のみ評価の対象としない。				2点×3 件=6 1点×3 件=3 0点×3 件=0				注)
	⑯優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者									
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における4カ年度(表彰年度)の優良工事技術者表彰の有無。(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された表彰も対象とする)	局長表彰有り 事務所長表彰有り		3 1						
	および2カ年度(表彰年度)の優良工事表彰の監理技術者または主任技術者の有無。	※局長表彰と事務所長表彰を重複受賞した場合は、局長表彰の3点のみとする。								

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)8/9

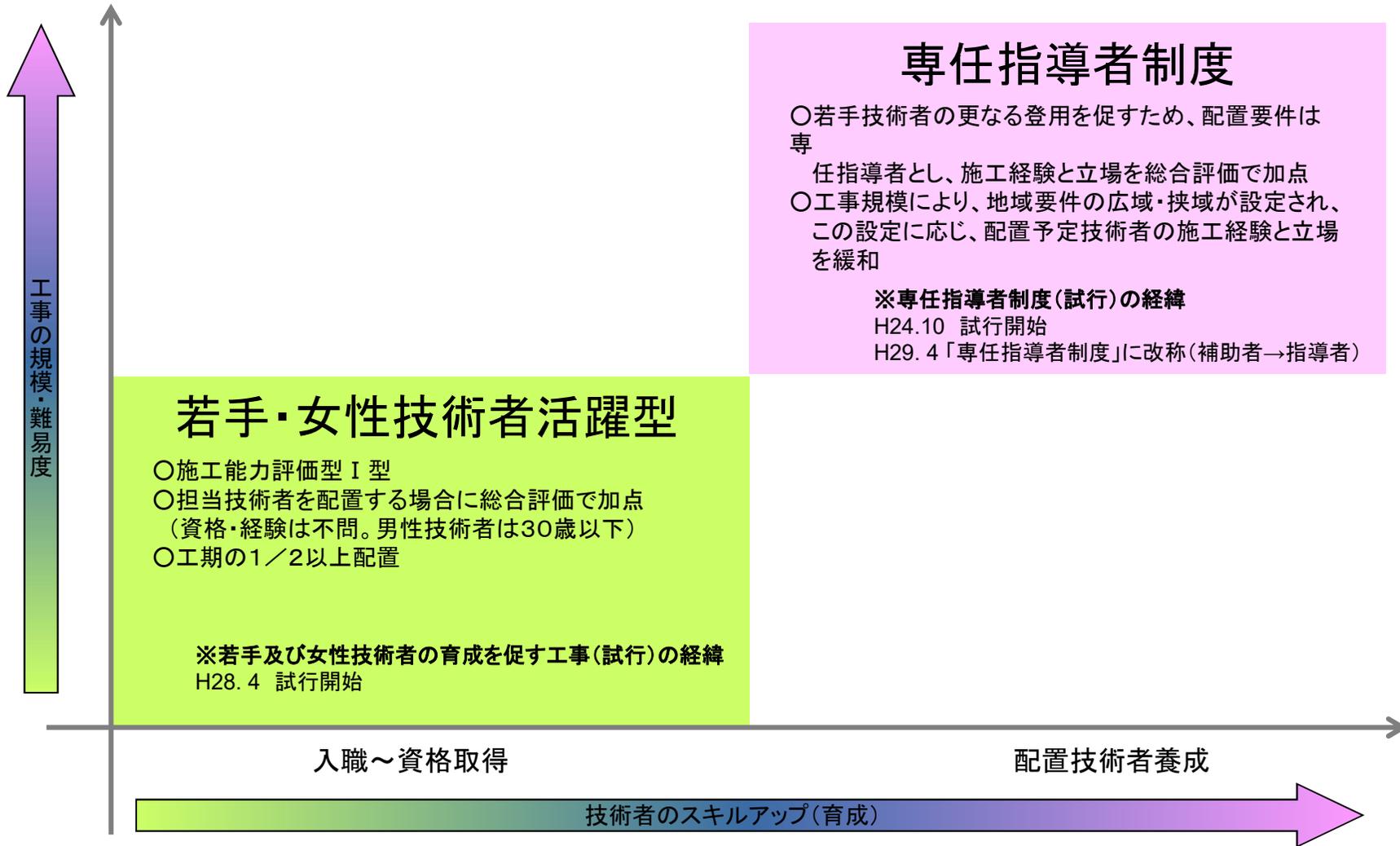
評価の視点	評価項目	評価基準	加算点(点)				
			施工能力評価型		技術提案評価型		
			II型	I型	S型	S型(WTO) <段階選抜>	A型
	⑰継続教育(CPD及びCPDS)の取得状況又は技術論文等の投稿状況	過去1カ年度中に単位取得値1.0以上有り (令和3年度の評価に限り、「令和元年度及び令和2年度の2か年に取得した単位を1年間の推奨単位で除した単位取得値1.0以上有り」で評価する) 又は 技術論文等の投稿有り	1				
(3) 施工体制評価(※ただし、技術提案評価型A型は必要に応じて適用)							
	⑱品質確保の実行性						
	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合		15			注)
工事の品質確保のための施工体制のほか、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合			5				
その他			0				
	⑲施工体制評価						
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合		15			
工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合			5				
その他			0				
	施工体制確認の書類提出日数と入札無効 施工体制確認書類の提出期限から3日とする。 とともに、追加資料提出の意思のないものは「入札無効」とする。						

評価項目(評価基準と加算点)9/9

評価の視点	評価項目		評価基準	加算点(点)				
	評価内容			施工能力評価型		技術提案評価型		
				II型	I型	S型	S型(WTO) <段階 選抜>	A型
(4) 施工計画あるいは技術提案								
	施工能力評価型 (施工計画)	(I型)			10			
	技術提案評価型 (技術提案)	(S型)				30		
			WTO				60	
			(A型)					
	WTO	ヒアリング	技術提案に対する理解度	理解度に応じて、上記技術提案毎の加算点に次の係数を乗じる。	a: 技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。			×1.0
					b: 技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である。			×0.5
					c: 上記以外。			×0.0

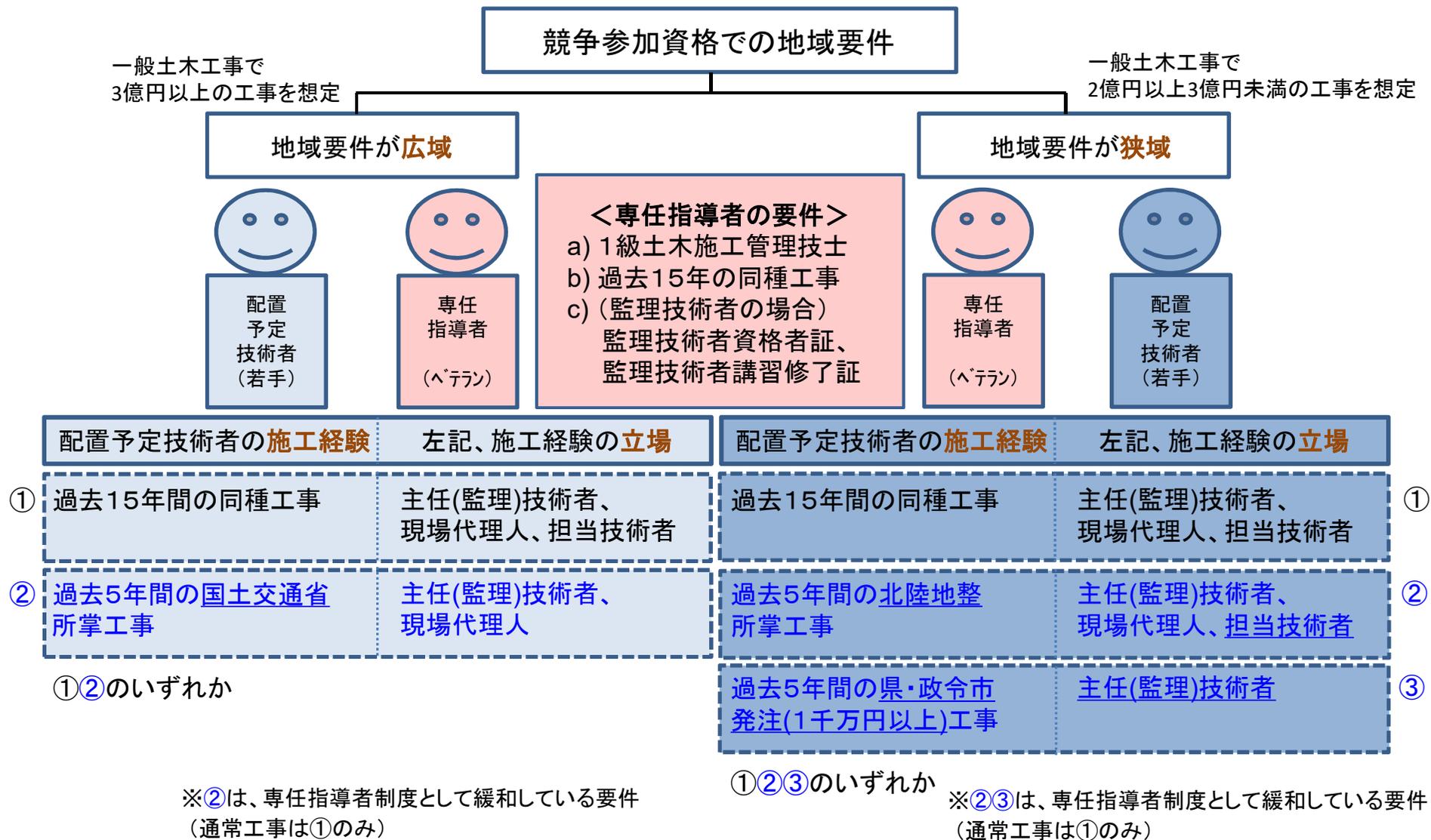
注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

若手・女性技術者の育成と専任指導者制度



専任指導者制度(若手技術者・担い手育成)

□ 若手技術者の更なる登用を促すため、地域要件に応じて配置予定技術者の施工経験と立場を緩和。



新技術活用表彰の評価

【新技術活用表彰の有無による加点評価】(新規)

○北陸地方整備局長からの新技術活用表彰に基づく評価 (+2)

※建設現場・委託業務における生産性向上の優れた取組を表彰し、ICTやBIM/CIM等の新技術の活用を推進していくため、原則、前年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務の該当企業等に対し、総合評価において加算点の対象とする。

※優良工事表彰(局長)、災害対策関係功労者表彰(局長)と新技術活用表彰は同じ加算点とするが、重複して評価しない。

「企業の施工能力等」配点(項目)基準(案)

評価項目	低い ← 工事技術的難易度 → 高い				技術提案評価型		
	II型		I型		(WTO対象外) S型	(WTO) S型 <段階選抜>	A型
	一般土木工事等 (舗装工事以外)	舗装工事	一般土木工事等 (舗装工事以外)	舗装工事			
計	20	20	20	20	15	15	
同種工事の施工実績	4	4 (5)	3	4 (5)	3	8	
工事成績	5	5	3	5	5	6	
WLB等認定						1	
成績優秀企業・ICT認定企業	1	1	1	1	1		
優良工事表彰・災害対策関係功労者表彰・ 新技術活用表彰	2	2	2	2	2		
安全管理優良受注者表彰	1	1	1	1	1		
ICT技術の活用 (注3)	2						
新技術に対する取り組み (注4)	1	1	1	1			
優良下請け表彰企業活用			1		1		
登録基幹技能者配置			1		1		
(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置) (注5)			1		1		
地域精通度	1	1 (-)	1	1 (-)			
地域貢献度(A) ※地域内 災害対応功労者感謝状も対象	3		3				
地域貢献度(B) ※地域外 災害対応功労者感謝状も対象	3		3				

【配点】
局長2点又は
事務所長1点
(表彰ごとに重複して加算しない)

別途「国土交通省
直轄工事における
総合評価落札方式
の運用ガイドライ
ン」による

多様な入札契約制度の取り組み

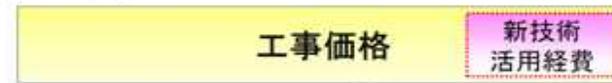
1) 新技術の活用促進施策(新技術活用促進総合評価落札方式)

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上及び若手技術者等の確保のため、これまでのNETIS活用実績の評価に加え、「**新技術導入促進型総合評価方式**」等を導入

新技術導入促進(Ⅰ)型(総合評価落札方式)【**実用段階にある新技術**を対象】

- 技術提案評価型又は施工能力評価型において、発注者が指定するテーマに基づき、**新技術を活用する提案**を求め、その妥当性等について評価

【費用イメージ】

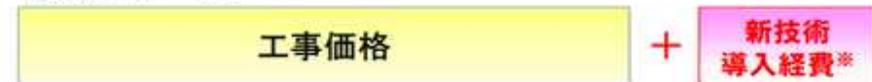


※工事価格には、一般的に管理費等が含まれます。

新技術導入促進(Ⅱ)型(総合評価落札方式)【**研究開発段階にある新技術**を対象】

- 技術提案評価型において、**上限額(入札価格の数%程度)**を示したうえで、主として**実用段階に達していない新技術の開発**、または**要素技術の検証に関する提案**を求め、当該工事での実施の妥当性等について評価する。契約後、提案に基づき施工を実施し、当該工事の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証する。

【費用イメージ】



※開発される技術が有用で、実証内容が妥当と認められる場合に発注者が費用を負担

2) ECI方式の試行

技術提案・交渉方式(ECI方式)型

- 大規模構造物を対象とした工事**については、新技術活用分野が多岐にわたることから、**設計段階から施工会社が技術等の提案を行うことにより、工法、材料等についても新技術の導入を促進**

【実施形態イメージ】



自治体実績評価型及びチャレンジ型の試行

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事实績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

【令和3年度の取り組み】

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ①かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事实績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ②工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

・自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】

・さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

（チャレンジ型の試行）【継続】

評価内容

評価項目	R3	自治体実績活用型
	施工能力評価型 I 型	※③
同種工事の施工実績	3	3
国 工事成績(平均点4か年) 又は 県 工事成績(4か年2工事平均)	-	4
国 工事成績(平均点4か年)	3	-
国 成績優秀企業	1	-
国又は県 優良工事表彰の有無(過去2か年) 国 災害対策関係功労者表彰の有無(過去2か年) ※自治体実績評価型の場合、新技術活用表彰は評価対象外	-	3
国 優良工事表彰の有無(過去2か年) 国 災害対策関係功労者表彰の有無(過去2か年) 国 新技術活用表彰の有無(過去2か年)	2	-
国 安全管理優良受注者表彰	1	-
ICT技術の活用	2	2
新技術に対する取組	1	1
優良下請け表彰企業の活用	1 ※①	1 ※①
登録基幹技能者の配置 (地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1 ※①	1 ※①
地域精進度	1	1
地域貢献度	3	3 ※②
配置予定技術者の 施工能力等		
同種工事の施工経験と立場	8	8
国又は県 工事成績(6か年)	8	8
優良工事技術者表彰の有無(過去2か年)	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1
継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	1
施工計画(設定テーマ)	10	10
合計	50	50

注: 評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①: 対象工事のみ加算

※②: 競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③: 対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

低入札価格調査基準の改定

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】 ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08



H31.4.1～

【範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10
【計算式】 ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.10

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

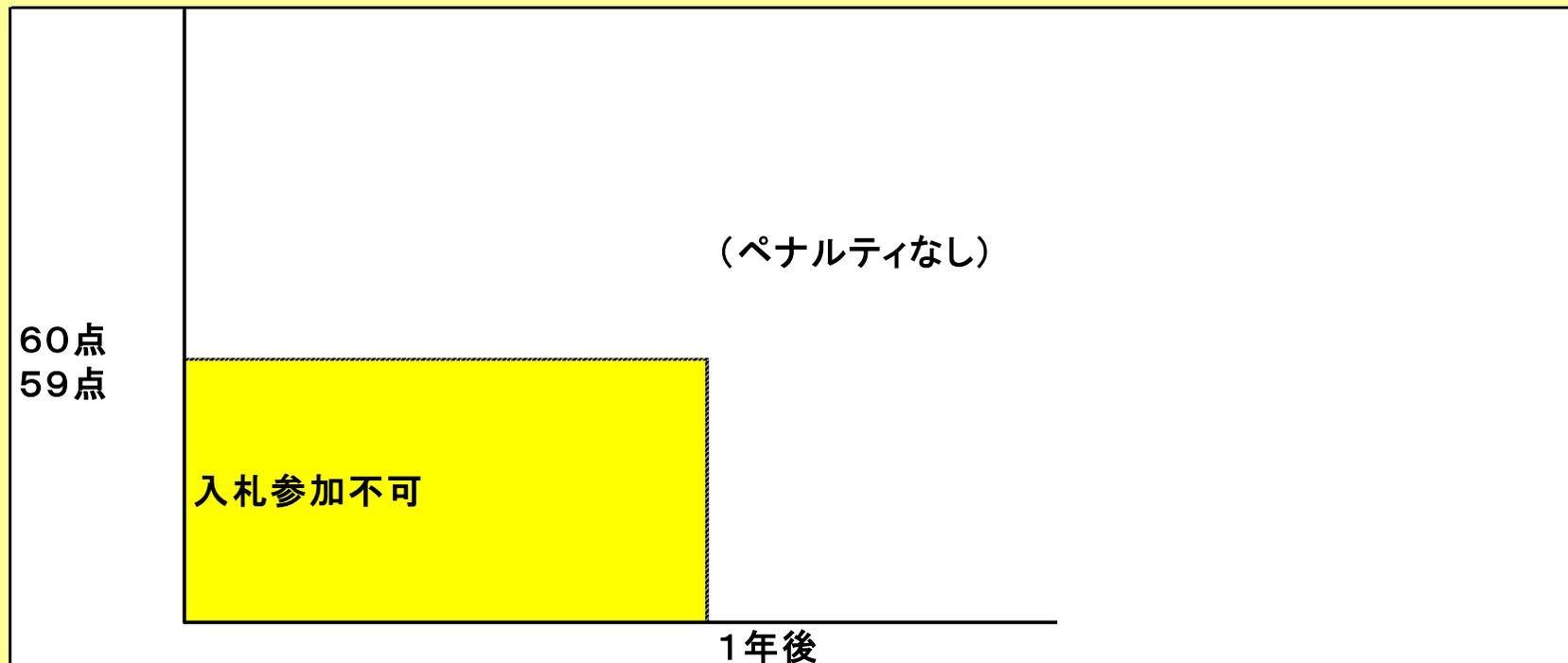
施工体制確認型における審査の考え方

価格帯	評価の手法	審査の程度
<p>低入札調査基準価格以上の入札</p> <p>予定価格の 75%~92% 低入札調査基準価格</p>	<p>30点をベースとしヒアリングの結果によつては減点</p>	<p>一般的な審査</p>
<p>低入札調査基準価格未満による低入札</p> <p>特別重点調査対象価格</p>	<p>0点をベースとしヒアリングの結果によつて加算(満点は30点)</p>	<p>重点的な審査</p>
<p>・直接工事費の90% ・共通仮設費の80% ・現場管理費の80% ・一般管理費等の30% で得た価格未満による低入札</p>	<p>0点をベースとしヒアリングの結果によつて加算(満点は30点)</p>	<p>特に重点的な審査</p>

公共工事等の品質確保の促進

・低入札工事の実績に基づく競争からの排除

低入札工事の工事成績が60点未満の者には、成績評定通知後1年間、全ての工事の入札参加を認めない。



適正な施工確保の徹底①

(1) 重点調査の実施

全ての低価格入札工事で重点調査を実施(継続)

(2) 立入調査の実施(建設業法第31条)

①北陸地方整備局の発注工事

②管内自治体の発注工事

③知事許可業者の工事の対応(自治体との連携)

(3) 工事コスト調査の内訳等の公表

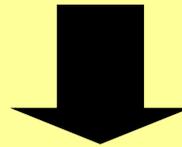
北陸地方整備局ホームページで公表

適正な施工確保の徹底②

(4) 発注者の監督・検査等の強化

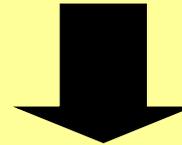
低入札価格調査対象工事となった場合

- ①「施工体制に関する点検の徹底」を図る
- ②①の結果を建設業法許可行政庁へ通知



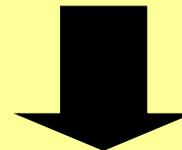
(専任の技術者の配置)

- ・主任技術者又は監理技術者と同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置(専任の配置が義務付けられている工事)



(1億円以上の工事)

- ・現場にモニターカメラを設置
- ・不可視部分の出来形のビデオ撮影



(WTO対象工事)

- ・施工管理の状況を発注者が常時監視